

第3弾ちくま生活応援券事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物価高騰により大きな影響を受けている市民の生活を支援するため、市内の取扱店舗で利用できる第3弾ちくま生活応援券を交付する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ちくま生活応援券 前条の目的を達成するために、この要領に基づき市が交付する応援券をいう。(以下「応援券」という。)
- (2) 特定取引 応援券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 特定取引を行い、受け取った応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 応援券の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、令和6年5月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている全ての者とする。

2 次に掲げる者は、前項に加え、応援券を追加交付することができるものとする。

妊婦 令和6年8月1日までに母子健康手帳の交付を受けている者(基準日以前に出産された者を除く。)

(交付額等)

第4条 交付対象者の区分に応じ、1名当たりの応援券の交付額、額面及び枚数は、次に掲げるとおりとする。

区 分	交付額	額 面	枚 数
全市民	2,000 円	1,000 円券	2 枚
妊婦(母子手帳1冊につき)	2,000 円	1,000 円券	2 枚

(交付申請)

第5条 第3条第1項に該当する者は、申請を省略するものとする。ただし、第3条第2項に該当し、応援券の追加交付を受けようとする者は、【妊婦対象】第3弾ちくま生活応援券交付に伴う個人情報提供同意書兼交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、市長に提出をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、第3条の規定により応援券の交付を決定し、当該交付対象者に対し応援券を交付する。

2 前条ただし書きの規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、応援券を交付するものとする。

3 内容に疑義がある場合は、市から当該交付対象者に対し、必要な資料及び説明を求めるものとする。

(配布方法)

第7条 応援券の配布の方法は、世帯主宛てに、世帯全員分を送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者等市長が特に認める場合は、当該者に対して送付することができる。

3 「妊婦」への応援券の配布の方法は、交付対象者宛てに、別途送付するものとする。

(応援券の使用範囲等)

第8条 応援券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 応援券の使用期間は、令和6年8月1日から令和6年9月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金額の支払いは行われぬものとする。

4 応援券は、紛失、破損等の事故があった場合においても、再発行は行わない。

5 応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

6 応援券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

7 応援券は、次に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産の購入、大規模なリフォームなど不動産の価値を高める工事に関わる支払い、家賃・地代等の支払
- (2) 金融商品の購入、出資又は債務の支払
- (3) 有価証券、金・銀・プラチナ（宝飾品を除く。）、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、切手、郵政はがき、印紙、プリペイドカード、POSAカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払
- (5) 国、地方公共団体等への支払（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等の公共料金（公営ギャンブルを含む。））
- (6) 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 宝くじ又はスポーツ振興投票券の購入
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めないもの
（取扱店の登録等）

第9条 市長は、市内の事業所、店舗等を有する事業者を対象に、募集要項を別に定めて取扱店を募集し、第3弾ちくま生活応援券取扱店登録申請書（様式第2号）により応募のあった事業者を登録の上、当該取扱店に認定ポスターを交付する。

2 取扱店は、前項の登録の内容を変更しようとするときは、登録申請書を市長に提出しなければならない。

（取扱店の責務）

第10条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において応援券の受取を拒んではならないこと。
- (2) 応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 第8条第7号各号に掲げる物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 市と適切な連携体制を構築すること。

2 市長は、取扱店が前項各号に規定する事項に反する行為を行ったと認めるときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(応援券の換金手続)

第11条 市は、特定取引において応援券が使用されたときは、取扱店に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

2 取扱店は、前項の換金手続をするときは、第3弾ちくま生活応援券換金請求書(様式第3号)及び特定取引において受け取った応援券を市長に提出して、券面金額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、口座振込の方法とし、市長が別に指定する日に、当該取扱店から指定された口座に振込を行う。

4 取扱店は、令和6年10月31日までに応援券の換金を申し出なければならない。

(周知等)

第12条 市長は、事業の実施に当たり、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(失効期日)

2 この要領は、令和6年11月30日限り、その効力を失う。